

理由

酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、財務大臣は、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者等が遵守すべき公正な取引の基準を定めるものとともに、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者は、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないこととするほか、当該酒類販売管理者に、財務省令で定める期間ごとに、当該研修を受けさせなければならないこととする等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。